

平成29年度第2回

## 函館市都市景観審議会会議録

開催日時	平成29年10月26日 木曜日 午後2時00分～午後4時00分
開催場所	函館市役所 7階 特別委員会室
次第	1 開 会  2 議 事 (1) 函館市屋外広告物条例施行規則の一部改正について（諮問）[公開] (2) 函館市の景観行政の検証について（報告）[公開] (3) その他 （「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更について」（諮問）に係る経過報告[公開]）  3 閉 会
出席者	都市景観審議会委員 11名 事務局 ー 函館市 8名 函館市教育委員会 2名
傍聴者	一般傍聴者 0名 報道関係者 3名

---

## 1 開 会

---

### (司会〔事務局〕)

ただいまから平成29年度第2回函館市都市景観審議会を開催する。

本審議会委員の定数は15名であり、本日は、11名が出席しており、半数以上であるため、函館市都市景観条例第4条第3項の規定により、会議が成立していることを報告する。

【第1回会議録について確認】

この後の議事進行は、会長にお願いする。

### (会長)

【会議の公開・非公開について説明】

議事について事務局から説明をお願いしたい。

### (都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

【議事の諮問経緯説明】

---

## 2 議 事

---

### (1) 函館市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

---

### (都市建設部まちづくり景観課長〔事務局〕)

【資料1に基づき諮問内容について説明】

### (会長)

各委員の意見はどうか。

### (A委員)

管理者の資格は、北海道に居住しているもの、から変更ないか。

**(都市建設部まちづくり景観課長〔事務局〕)**

そのままである。

**(B委員)**

罰則規定はあるか。

**(都市建設部まちづくり景観課長〔事務局〕)**

条例上では罰則規定があり、罰金で30万ないし50万の規定がある。

**(B委員)**

写真を貼り付けることで資格の厳格化を目指していると思うが、写真を貼り付けるだけか、ラミネートするか、割り印をするなどはあるか。

**(都市建設部まちづくり景観課長〔事務局〕)**

身分証明書は、職員が立ち入り検査に入たために対象の事業者等に表示するものであり、通常は、台紙の上に顔写真を貼り付けるだけである。

**(B委員)**

割り印やラミネートも考えてみてはどうか。

**(都市建設部まちづくり景観課長〔事務局〕)**

違反物件を見て指導監督が必要な場合には、立ち入り調査がありうる。その際に、市職員の身分証明書になるため、ご指摘のように写真を簡単にすり替えられないような工夫が必要と思われる。

**(C委員)**

運用してからになると思うが、屋外広告物を管理するには責任が必要であるが、どこまで担保できるのかという扱いを条例でどうするのか骨格が見えていない。屋外広告物の管理は、何かあったときには大変なことになる。条例を改正するにあたって、各所有者、管理者に対して管理義務を徹底することが必要である。それでも何かあった場合は、考えて

いかなければならない。高いところにある看板は、小さくても危険だが、高い場所にあるものは管理ができるものなのか心配である。条例の運用で上手に管理してもらえればと思う。

**(D委員)**

形だけの管理者もありうるので、管理者であることを特定する方法、所有者と管理者の関係性をどう考えるのか。

**(都市建設部まちづくり景観課長〔事務局〕)**

小さい物件から大きな物件まで、設置管理に関しては看板の設置業者が関わっている場合が多い。管理者も看板業者の中で置いてもらう場合が多い。許可の際には、有資格者が講習を受けたことの証明として修了証の写しを添付し、本人の確認を行ったうえで許可をしている。

**(D委員)**

設置許可の段階でわかるようにしているということか。

**(都市建設部まちづくり景観課長〔事務局〕)**

そのようにしている。

**(会長)**

他に意見はあるか。

**(委員)**

【委員からの意見なし】

**(会長)**

運用上の注意等があったが、「函館市屋外広告物条例施行規則の一部改正について」当審議会として、異議のない旨、答申することでよいか。

**(委員)**

異議無し。

—— (2) 函館市の景観行政の検証について ——

**(会長)**

次に、議事2「函館市の景観行政の検証について」事務局から報告をお願いしたい。

**(司会〔事務局〕)**

【資料2に基づき説明】

**(会長)**

ただいま事務局から「函館市の景観行政の検証について」報告があったが、これについて各委員の意見はどうか。

**(E委員)**

非常に良くまとまっているが、1点意見を述べたい。

「頁112 第4章 第2節 2 (2) 空家・空地対策」があり、前の頁111にも同じようにある。空家の利活用の施策例は記載されているが、今後空家の解体を進めると、それに伴って空地が増えていく。それに対して、景観を損ねないようにどう活用していくかを、もう少し具体的に記載した方が良いと思う。

**(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)**

これまでは、空家対策の中で特定空家と言われる老朽空家の対策をメインとしてきた。一方で空地対策は進んでいないというところは指摘どおりである。西部地区に関しては、西部地区の再整備という観点で居住環境の整備を進めていく。

特に西部地区の土地については、道路に接道していない未設道の敷地や面積の小さい狭小宅地が多く存在し、そのような空地を集約して大きな土地を作ることや、道路を作るなどの整備の手法を考えていきたいと思っている。整備の方法については内部で検討しているところであり、具体的な記載が難しい。

## (会長)

基本的には頁112以降が追加され、将来このようなことに取り組むべきということがまとめられている。これに関して、さらにこういう視点が大切であるというような意見を伺えることができれば良いと考えている。それ以外については、皆さんから指摘をいただいた中で確認してもらいたい。

## (E委員)

「頁92 第3章 第2節 12 (3) 考察」の「親水空間の～留まっているため、さらなる」の続きはあるのか。

## (都市建設部まちづくり景観課主査〔事務局〕)

配付資料2/6において、「親水空間の～留まっている。」に訂正することとした。

## (F委員)

「頁112 第4章 第2節 2居住環境の向上」の中で、建物そのものについてや、空家・空地については記載があるが、建物と建物の間の路地空間にも重要な価値があると思っている。新潟大学や関西大学との共同研究で調査を行っており、暮らしの中でどのような使われ方をしているか、どのような素材で構成されているか、もともとは繋がっていたものが途切れたことによって無駄な空間に見えるが、新たな生活の中でうまく使われているというようなことを研究の中で明らかにしていきたいと思っている。そういった観点も西部地区の居住環境の1つではないかと思うので、価値の明確化や保全、向上というようなことを入れ込んでもらえると良い。

「頁113 第4章 第2節 3眺望景観の保全・整備」についても同じように、これまでは建物を単体とした景観施策から、眺望景観そのものの価値を明らかにしていく。函館ほど都市計画が明確に実現しているまちはないと思う。都市景観の手法の中で、通り景観や俯瞰景観というものあり、どのような意図で、どのように作られてきたのか基本的な構造を明らかにしていくことが必要である。その上で、視点場の整備やこれからの夜間景観をどう生み出していくのかということにつなげてほしい。

建物のディテールや小景観、眺望景観、通り景観の中景観、そして俯瞰してみる大景観等、それぞれが計画や営みの中で積み上げられ構成されているのが景観であり、そこを

うまく読み取り，明らかになれば「頁114 第4章 第2節 6 (1) 景観関連計画の見直し」にある，将来ビジョンや計画の見直しにも反映されるのではないかと考えている。視点場の整備などの前に，価値の明確化や構造の明確化というような段階を入れて欲しい。

#### **(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)**

路地空間について，まち歩きや，昭和60年代と現在の写真との比較により検証を行ってきた。その中で，都市の記憶といったものが色濃く残っているのは路地空間だと考えている。一方，先ほど申し上げたとおり，未設道敷地のために建て替えが行われず，老朽空家が残っているという状況もある。路地の価値を再発見しながら，残すべき路地や新しく整備する地域などを地域の人と一緒に考え，選定しながら，進めていく必要があると思っている。記載については検討したい。

第2節は方向性としており，各事項についてすぐ始めるというのではなく，方向性に向かって検討していくこととしている。

眺望景観に関しては，来年度から進めたい内容であり，地域の方や市民の方と一緒に眺望について考える仕掛けをしていく必要がある。

都市の構造を明らかにしていくというような，学術的な観点からの調査などは必要であるが，市役所だけではなかなかできないため，様々な方の知恵を借りながら進めていきたいと思っている。

#### **(G委員)**

街路樹の植栽の整備とあるが，例えば，まち全体を花と緑でいっぱいにするという整備を行った後，雑草が伸びたまま管理されていないなど，そこに暮らす人たちの住環境にそれが合っているといえるのか。観光客が毎日訪れる通りでは，幅が狭い上に芝桜が植えてあり，冬は雪を捨てる場所もなく街路樹の垣根に雪を置くしかない状況で，観光客の方が足を取られてうまく歩くこともできない。函館の顔となる部分でも，植栽することが実生活に即していないこともあるので，これまで行われてきた植栽の整備が住環境にふさわしいものだったのかという見直しが今後含まれていくかを聞きたい。

**(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)**

伝統的建造物群保存会の会長からも同様の意見があり、公共空間をつくる際には、地域の方たちと話し合いをしながら設計・管理・運営を共に担っていくことができるというふうな話をさせていただいた。その仕組み自体が作られていない状況であるが、例えば「頁114 第4章 13 第2節 5 (2) 市民参加による景観意識の啓発」の中では、市民参加や地域の町会との連携を促進する、「頁114第4章 第2節 6 (1) 景観関連計画の見直し」の中では、景観やまちづくりに関する将来ビジョンを市民と共に創り上げていくという記載をしている。その中でいただいた意見について検討していきたい。

**(G委員)**

特に観光客が毎日通るところなので、顔となる部分から早急に進めてもらいたい。

**(C委員)**

頁39, 頁59にある高層建築物の抑制に関する記述で、章立てから考えたときに、例えば「頁39 第2章 第2節 3 (3) ②まとまりのある景観の配慮」において、「高層建築物の建設を抑制した」というのは、条例を持って取り組む市の姿勢は景観形成の配慮事項としてわかるが、「高密度で大量な住宅供給も抑制された」というのは唐突である。

まとまりのある景観形成であれば、住宅が抑制されたことによって住宅施策として高層マンションが必要だというニュアンスに見えてしまう。この2つの文脈を入れることが馴染まないのではないか。高層マンションであれば住宅が大量に供給されるのか。実際、高層マンションに入っている人は地域の人ではなく、夜は電気もついていない暗い状態で、函館市の居住者の住宅ではない。

**(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)**

前回の審議会においてご意見をいただき、検討した結果、人口減少の要因となったというデータはなく、考察への記載は避けることとした。事実関係だけでも記載したいと考え、高層マンションによる高密度で大量な住宅供給が抑制されたと記載しているが、イメージとして、高層マンションを推進すべきだということではない。高層マンションによる高密度で大量な住宅供給はしないという宣言である景観条例を市民と共に創り上げてきた。一

方では、このようなことが起きているということを含めて記載している。

他の考察においても、市で行っている施策について、全てが良かったというような報告書を作るのではなく、自省の意味も含め、良かったものもあれば、このようなところもあったという内容としている。主旨が違ふということであれば、また意見をいただきたい。

文章表現については検討が必要なところもあるので、訂正していきたい。

### **(C委員)**

高層マンションが抑制されたというのは景観上それなりに評価される。住宅の話と景観の話は別なルールに乗っている。高層マンションだから高密度となるわけではなく、低層で高密度の集合住宅もあり得るということを考えると、胸に落ちない。その点を事務局にも考えてもらいたい。

もう1点、将来ビジョンの中で、全体的なまちのことからいうと、函館のまちの中にあるグリーンベルトは函館独自の景観である。単に防火帯というだけでなく、それを利用する方法がないかが大切な気がする。最初は防火帯で使われたのだろうが、まちにとっての意味を検証しながら、どう活かしていくか。非常に良い景観だと思うので今後の取り組みの中に入れて欲しい。

### **(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)**

大火の歴史によって作られた高規格・広幅員のグリーンベルトは全国的にも希有なものだと認識している。この空間がなければ函館自体無味乾燥な地域になっていたと思われる。

今回の検証は都市景観形成地域を中心に行ってきたが、都市の広がりから考えると、1つの方向性としてグリーンベルトや広路を軸にしたビジョンづくりというものも考えられる。

ビジョンづくりの際には委員のみなさまにご指導いただきたい。

### **(H委員)**

教会から公会堂の前までの石畳の道路について、まち中の坂道がいろいろな模様の石畳になっているが、港が丘通りの石畳は一部剥がれやすく躓きやすいものになっている。初期の頃にデザイン性などを考え、試行錯誤の上造られたものだと思うが、車が通ると石が持ち上がり剥がれてしまう。すぐに補修できないため、道路脇に石を寄せて置くとそこに

躓く人が出てくる。せめて、道路の真ん中だけでも観光客や市民の方が通りやすい形状にやりかえるくらいのことをしないと、毎年補修を続けていかなければならない。別な石で施工することはできないのか調べてほしい。

景観の1つとして、いろいろな道路の整備が行われているのだと思うが、一番人が歩くメインの通りの石畳整備について考えてほしい。

#### **(都市建設部次長〔事務局〕)**

施工してから年月が経ち、石を固定しているモルタルに水が入り、浮き上がり剥がれやすい状態になっているのは事実である。

一方では、自然石を使い、非常によい景観を形成している面もあるが、実際は生活の中で使いにくい実態にあると思う。

また、自然石であることから冬の除雪は難しい。

景観面での対応と維持管理の面での対応が相反するものとなっている。これから老朽化していく路線が増えていく中で、維持体制を含めて、更新するもの、改修するものの計画が必要となってくると思うので土木部と協議して進めていきたい。

#### **(D委員)**

前回、伝建地区での建て替えの話があり、「頁113 第4章 第2節 4 専門家等と連携した効果的な施策の展開」にある景観アドバイス制度の効果的運用や、人材育成が有効に働くかどうかにかかってくると思う。

現状の景観アドバイス制度の効果・実績はどのような状況なのか。

#### **(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)**

景観アドバイス制度については、建築士やデザインの専門家の方にアドバイザーになっていただき、都市景観形成地域や大規模な建築物に対してアドバイスを行う制度となっている。

ここにいる委員の中にもアドバイザーがおり、アドバイスをいただいている。

例えば、ホテルの建築に対するアドバイスや、都市景観形成地域で建築される景観形成住宅の意匠に対してアドバイスをいただいている。伝統的建造物に対するアドバイスは含まれておらず、新築や改修に対するアドバイスとなっている。

一方で、伝統的建造物や歴史的な建物の保全調査として、老朽度や改修しなければならない箇所を調査し、長期の修繕計画を立て、建物所有者に示すということを行っている。

NPO法人はこだて街なかプロジェクトを景観整備機構に指定し、保全調査の業務を委託している。年間10～11件の調査を行い、今年度で3年目となった。計画的な修繕や継承の方法をアドバイスしている。

#### **(D委員)**

伝建地区を守っていく中で、当然、建物は朽ちていくものであり、そのような観点から景観をどう守っていくかということを考えると、この制度はとても大切なものだと思う。

#### **(G委員)**

末広町で北昇電機の改修工事が行われている。あの建物が指定されているのは、軒下のデザインと隅柱の一部が残っており、復原可能だろうということから伝建に指定された建物かと思う。

伝建に指定されたものを手直しする場合は、基本姿勢として復原を進める。北昇電機のように歴史的な建物風に改修された場合、どこまでを復原と見るのか。また、その決定はどこでしているのか。

新聞記者にあれも伝建になるのかと聞かれたので、伝建に指定されている要因となるものには、手を加えていないはずだと回答したが、建物全体を見たときに伝建と言えるのか。

前回の審議会で話のあった、取り壊しを申し出る建物も、持ち主が伝建風に建て直すと言っていることに対して、オリジナルを残してくださいとお願いしていることに矛盾を感じている。

#### **(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)**

北昇電機は、昭和63年に伝統的建造物群保存地区を指定した際に伝統的建造物として指定した物件である。

軒下の持ち送りや、構造体を含めて伝統的建造物の様式を持っており、伝統的建造物の群れとなっているエリアにあの建物が復原され、伝統的建造物として連なることが、伝統的建造物群保存地区にとって非常に重要であることを加味されながら指定されたものである。

現在、復原工事をしているところである。至った経過としては、当時の写真や当時住んでいた方からの聴取、近傍同種のデザイン等を参考に復原図を作成した。最終的には文化庁からの承諾をいただいた上で、補助金を交付し復原を行っている。

これまでも伝統的建造物であり、復原によって建設当時の姿に戻すということなので、函館市、文化庁ともに許可し補助金により支援を行っている。

## (I 委員)

検証という言葉がとても重要な言葉だと思う。

報告書を見ると、今までこういう施策をしてきたという事項と考察が書かれているが、後から読むものとして、施策が市民の生活にとってどういう影響を与えたかや、施策のうまくいかなかったところはこういうところだったということが感じられない。検証は、本音でそれを書くことが大事なことだと思う。

後から人がこれを読んで、そういう限界性がある、それを変えていくためにはどうすれば良いかということが行政施策にも生きる。

条例の限界があったり、市民運動の限界があり、高層マンションの問題はまさにそうであったが、そういうことを検証すべきという感想を持った。

アドバイス制度について、市内の専門の方がアドバイスするというのは大事なことだが、どうしても狭い範囲でしか見ることができないため、地域に関係のない、別の観点から見てくれる人がいるのかということも思った。もっと他の関係性から見えてくることもあるのではないか。

景観の観点も、外部の人の観点や外国の方の目線でどう見られているのかどうかが大切ではないか。

「頁113 第4章 第2節 4(1)(2)」は、別々の問題ではなく、すごく関係が強いことだと思う。

函館は、ペンキ塗りのボランティアなどが行われ、色というものが大事な要素だとしたときに、ペンキの会社の人と一緒にまちを考えるとというような企業との連携も大事なのではないか。

## (D 委員)

「頁113 4(1)(2)」と「5」が非常に関係していて、これからの景観づくり

の中で市民ニーズをどう吸収していくか。

市民だけでなく専門家や行政を含め、協働して景観をつくる姿勢がとても大切である。そのためには、市民とのワークショップ等でファシリテーター的な役割を担えるような人材がこれからは必要だと思う。そういったことが景観づくりの方向性に含まれているのだと思う。

#### **(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)**

検証とは何か、なぜそうなったのかということなど、深掘りがされていない点の指摘について、2年前から30年間を検証する作業を始め、非常に膨大な量だということを改めて感じた。指摘があったとおり、行うべきであった事を記載できていない。そういった観点から、どのようにまとめていくかというところでは、全体を広く浅く網羅し、その中で最後に今後の景観づくりの方向性に集約して深掘りするイメージで考えてきた。

今後の景観づくりの方向性として、「頁112 第2節 1から6」の項目についてより検討を進めることとし、その中で、なぜそうなったのか、影響はどうかといったことから、改善が必要なものは改善し、守り続けるものはそのまま守っていくというようなことを行っていきたい。

景観アドバイスには外部の視点も必要だという指摘について、景観アドバイスを実施している人たちのシンポジウムに行ったが、長崎では景観技官という市長直結の役職で九州大学の准教授の方が週に何度か長崎で景観のアドバイスをを行っていると同った。しかし、函館で同様に行うことができるかは別の問題である。

「頁114 第4章 第2節 6(2)組織体制」に、都市景観や公共空間を戦略的・総合的に計画し、運用するための組織体制や連携体制を再構築しなければならないということに記載しているが、I委員からいただいた意見を踏まえ、外部の方や市民、いろいろな専門家を含めた組織を検討する時がきているのではないかと考えている。

ペンキ塗りについては、当時、元町倶楽部さんなどが塗装会社の方と共同で行ってきた話は伺っていた。最近であれば、江別の塗料会社の方が函館を訪れ、ペンキを提供しながら、ペンキ塗りボランティアを行っている事例もある。また、NPO法人では、函館の色を作っていこうという動きもあると聞いている。そういった団体と連携しながら、函館の色というものを考えていければ良いと思っている。

D委員から、市民ニーズの把握や地域との協働が必要だということで、そういう観点で

は「頁113 第4章 第2節 4(2)人材育成」や「5(2)市民参加による景観意識の啓発」がそれにあたるため、D委員からいただいた内容も踏まえて内容を工夫したい。

全体を通して、景観というのは行政だけで創り上げるものではなく、企業、市民だけでもない。三位一体、それ以上かもしれないが一緒になって創り上げてきたもので、それをこの30年の節目の中で立ち止まって、今後の30年を考える共創のビジョンというのを「頁114第4章 第2節 6(1)景観関連計画の見直し」に示している。

## (会長)

他に意見はあるか。

(無いようなので)まとめであるが、空地のビジョンの話や、F委員からは、路地空間の価値、眺望景観について、G委員からは、植栽の整備が住環境に与える影響、伝建物の復原と改修について、C委員からは、高層マンションと住宅供給の記載、グリーンベルトの景観への取り入れについて、H委員からは、石畳の整備について、D委員からは、景観アドバイス制度の効果、実績について、景観づくりの市民ニーズの取り入れについて、I委員からは、景観行政の検証へ本音があった方が良いという意見、景観アドバイス制度に多様な視点を取り込まれても良いのではという意見がありました。

これまでの施策に関する報告に関しては、一部の委員の方の協力を得ながら最終に向かって修正していくこととなる。I委員からあったような本音の考察があった方が良いという意見があり、まさにそのとおりだと思う。例えば、第2節に今後の方向性がいろいろある中で、今までのことを振り返りながら次のステップに向かう際に議論を深めていけると思う。

外部の人も大切であるが、函館の中での教育が大切である。デンマークの人から聞いた話では、デンマークでは幼稚園からデザインを教えており、デザインが社会の中で生態系になっている。一部の人コントロールすることは難しいが、いろいろな人が関心を持ってくれる土壌を作るのが大切である。

皆さんの意見を最終の報告書にまとめてほしい。

以上をもって、議事の2「函館市の景観行政の検証について」の議事を終了としたい。

今後の進め方について、事務局から何かあるか。

**(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)**

本日の意見をまとめ、精査し、成案化としたいと思う。成案化する前に、委員に意見を拝聴したい事項等があるため、その際には対応をお願いしたい。

今年度中には成案化し、来年からは次の30年に向けて進めていきたい。今後とも引き続き協力をお願いしたい。

**(会長)**

それでは、議事の2「函館市の景観行政の検証について」の議事を終了としたい。

---

**3 その他**

---

**(会長)**

その他について何かあるか。

**(教育委員会生涯学習部文化財課長)**

前回7月27日の都市景観審議会において、教育委員会から「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更」について諮問し、継続審議とさせていただいた。

8月に、伝統的建造物である現在の建物を壊して新しい建物を建てたいという所有者に対し、都市景観審議会の状況・結果等を伝えるために面談を行い、正副会長にも所有者に面会頂き、説得を試みた。その後、文化庁の担当技官が来函する機会があり、これまでの経緯を説明し、アドバイスを頂いた。正副会長および文化庁の担当技官と会った後、所有者に対し再度面談してきたが、現時点で説得に至っていない状況である。

本来10月の中旬に正副会長が所有者と面談するという話をしてしたが、先方の都合が付き話が進んでいない。時期を見て説得を続けていきたいと考えている。

従って、本日の審議会においては継続審議をして頂くことが出来なかった。今後も所有者の説得を続けつつ、次回には審議頂けるよう努力を続けていきたいと思っている。

**(会長)**

今の教育委員会から報告は、諮問ではなく報告であり、私と副会長が所有者に直接話を

伺った経緯もある。

引き続きその他について意見はあるか。

**(各委員)**

【委員からの意見なし】

**(会長)**

それでは、私の進行を終了する。

---

**3 閉 会**

---

**(司会〔事務局〕)**

「屋外広告物の安全管理に係る規則の一部改正について」については、本日の答申を受け、函館市に対し答申する。

以上をもって、平成29年度第2回函館市都市景観審議会を終了する。